

第 11 回文化振興推進委員会会議録

日時：平成 25 年 7 月 23 日（火）午後 3 時 30 分～5 時

場所：八王子市役所 本庁舎 501 会議室

・出席委員

白澤	宏規
伊藤	淳子
飯塚	栄子
五味渕	栄子
清水	久美子
新堀	俊明
寺山	良子
西川	柳時
牧野	彦市
宮内	宗高

・欠席委員

中野	良美
鈴木	雅徳

・事務局

市民活動推進部長	伊藤	紀彦
学園都市文化課長	小浦	晴実
学園都市文化課主査	南部	かや
学園都市文化課主任	新井	かおり
学園都市文化課主事	榊原	可奈

・議事

- ①文化振興計画の平成 24 年度取組状況について
- ②（仮称）文化芸術振興条例について
- ③その他

事務局

本日は、今年度初めての推進委員会の開催となる。昨年度は、文化振興の取り組みに関するご意見、条例制定に関してご尽力いただき、感謝申しあげる。

25 年 4 月より、八王子市の新しい基本構想・基本計画「八王子ビジョン 2022」がスタ

ートした。「八王子ビジョン 2022」の施策番号 24 が、文化の振興に関するメインの計画である。「豊かな心を育む市民文化の振興」を目標として、今後 10 年間取り組むことになっている。目指すべき姿は、「市民が文化に親しみ、また主体的な文化活動が行われることにより、文化活動の輪が広がり、豊かな心が育まれている」こととなっている。

目標設定では、施策に対する指標として、「定期的に文化活動に参加している市民の割合」を掲げている。現状値が 39.1%であり、4 年後の平成 29 年度が 50%、最終年度である平成 34 年度には 60%とし、市民の 5 人に 3 人が定期的に文化活動に参加していることを目標としている。

できるだけ多くの市民が、「気軽に」文化活動に参加できるよう、八王子ビジョン 2022 と文化振興計画の 2 つを柱とし、更なる文化振興に取り組んでいくので、皆様のご協力を賜りたくお願い申しあげる。

結びに、伊藤淳子委員が舞踊生活 75 周年を迎えられたことをお祝い申しあげ、開会の挨拶とさせていただきます。

事務局

本日の出席者は 10 名、欠席者は 2 名。委員の過半数の出席により、今回の委員会の成立を報告する。また、本日は欠席だが、学生代表の黒田委員が辞任し、中野委員が就任した。傍聴人はなし。

配布資料の確認。

< 事前配布資料 >

- ・資料 1 平成 24 年度「文化振興計画」取組状況のまとめ
- ・資料 2 平成 24 年度重点項目一覧
- ・参考資料 平成 24 年度「文化振興計画」取組状況一覧

< 机上配布資料 >

- ・「八王子市文化振興条例」制定に関する提言書の写し
- ・「八王子ビジョン 2022」の抜粋

1 文化振興計画の平成 24 年度取組状況について

事務局

資料 1 を参照。

24年度の目標を各所管が設定し、自己評価する。その後、「文化振興専門部会」にて吟味した結果をまとめたものが、資料1である。

A（目標を達成できた）とB（ある程度目標を達成もしくは維持できた）を合わせると、98%となり、多くの取組みが目標を達成できている。

また、委員の皆様を選んでいただいた「重点項目」では、No.52「日頃の活動成果を発表する場の提供」のみC評価となり、その他はAまたはB評価である。本日は、評価が妥当であるか、皆様のご意見をいただきたい。昨年度の委員会において、評価がB以下の項目のみ審議すればよいのではないか、という意見をいただいたので、今回も同じように進めたい。

◆ No.35「国際理解教育プログラムの支援」

事務局

B評価としている理由は、目標には数値を掲げていないものの、23年度実績と比べて実施回数が減っているため。25年度は改善策として、国際理解教育プログラムについて理解を深めてもらうため、小中学校に対して積極的に提案することとしている。

委員

八王子国際協会では「国際理解協力プロジェクト委員会」を設けて、停滞していた国際理解教育について原点に還り、国際理解教育の必要性、ねらい、協会によるサポートの模索などを審議している。25年度は新しいプログラム開発に協力することになっている。今までは、国際理解教育の要請があれば答える、という体制だったが、25年度は、国際理解教育の本当の目的とは何かを考えてもらえるよう、委員会が検討している。小学校へのアンケートや、国際理解教育の経験をもつ講師を招いて話を聞くなど、前進している。国際理解教育の要請には、国際協会が順次対応している。

会長

他に意見がなければ、B評価とする。

◆ No.52「日ごろの活動成果を発表する場の提供」

事務局

具体的な取組み内容として、市民文化祭を掲げている。来場者数の実績が目標に対して

8千人ほど少なかったため、C評価とした。主な理由は、23年度までそごう催事場で開催していたいけばな展が、いちょうホールに移動したこと。そごうで開催した時には、同じフロアの催事場から立ち寄る客が多かったため、いけばな展の来場者数も多かった。いちょうホールに移ってからは、純粋にいけばなを楽しむ方のみが訪れるようになったため、6500人近く来場者が減少した。またもう一つの理由として、八幡・八雲神社で開催される菊まつりが、屋外での開催のため、今年度は雨天であったことから1000人近く来場者が減少した。外部要因も影響しているが、目標数値に達していなかったため、C評価とした。

会長

目標数値を低くすれば、達成できたことになってしまう。数値をどのように決めているのか。

事務局

前年の実績を踏まえ、環境の変化を考慮しつつ決定している。

委員

そごうからいちょうホールへ移り、環境が変わった時点で、目標数値を変えるべきであった。

委員

いけばな展がそごうで開催されていた時は、隣の物産展を見た後に立ち寄る方も多かった。いちょうホールに移ってからの方が、いけばなや美術作品をゆっくり鑑賞できて良い、という意見も聞いている。いちょうホールではそごうほどの集客力がないので、近隣住民にもっと周知すれば、ふと立ち寄る方だけでなく、鑑賞を目的に来る方が増えるのではないか。また、開催場所を変えたら目標数値も見直すべきだ。

委員

市民文化祭に参加している者の実感として、他と比べてもC評価とは思えないほど充実していると感じている。評価基準を、入場者数だけにするのは良くないと思う。

委員

市民文化祭の中で、観客動員の努力をしなければならない催しがあることも事実だが、入場者数だけで評価されるのは少し残念だ。

委員

来場者数の目標数値は、どうやって決めているのか。単に前年度の数を記入するのではなく、各団体に聞き取りをすれば、会場に見合った人数を答えていたのではないか。

事務局

評価のみを見ると、「日ごろの活動成果を発表する場の提供」に対して C 評価であるかのように見えてしまうが、実際は目標数値と比較しているという評価基準をはっきりと示す必要がある。

委員

市は事業を評価する時に、入場者数にこだわる。客がゆっくり鑑賞でき、催しの内容が充実したものであれば良いはずだ。舞台に立つものとしては、それを求めているはず。

委員

無料の催しというのは、集客が難しい。有料の催しと違い、集客人数が天気に左右されたり、見る側の意識・意欲も低くなりやすい。

会長

これまでの意見を集約し、今後努力すべき課題があるという点で、委員会としては B 評価とする。

委員

評価が変更になった場合、その理由を記録するのか。

事務局

シートの「重点項目への推進委員の意見」欄に記入する。とくに今回は、量だけでなく質も重視したということを記録すべきだ。

◆ No.87「エコひろば（環境学習室）の充実」

事務局

環境学習リーダーは、当初目標の 100 名を超える 160 名がいる。このため 24 年度は講座を中止していたが、市民から講座を再開してほしいとの要望があった。市が市民の要望をくみ取れなかったことから B 評価とした。

会長

市としては、事業の目標を達成したので環境学習リーダーの育成は一旦中止と判断しているが、目標値をより多い人数に変更することはなかったのか。

事務局

目標値は修正せず、引き続き環境学習リーダーの育成を行うことにした。

会長

希望者がいれば、毎年リーダー育成講座を開催するということか。

事務局

そういうことになる。

会長

他に意見がなければ、委員会としては B 評価とする。

◆ No.135「条例の制定についての検討」

事務局

条例の制定について、検討組織の設置を取組内容としており、この点は既に達成されている。条例の上程にむけて前進はしているものの、24 年度内には制定に至っていないため、B 評価とした。

会長

条例の制定に至っていないということで、B 評価とする。

事務局

次に、25 年度の重点項目の選定に入る。今年度と同じ項目を継続して注目していくか、または項目の追加・削除をするか。

会長

現在の重点項目では、全ての取組が「継続」または「充実」となっているが、このままで良いか、あるいは目標を達成したものは重点項目から削除すべきか、意見を伺いたい。

個人的な意見としては、No.87「エコひろば（環境学習室）の充実」については既に目標を達成しているため、今後は要望がありしだい講座を開催するという、市のルーティンワークとして位置づけても良いのではないかと思います。そうでないと、目標達成の時期が不明確になってしまう。

25 年度は既に取組みが始まっているので、目標は 25 年度で達成し、26 年度より重点項目から外せば良いのではないかと。

◆ 参考資料シート⑨「郷土資料館の施設整備」

委員

現在の郷土資料館を壊し、同じ場所へ新たに建設するのか。

事務局

郷土資料館駐車場には、消防署を建設している。新しい郷土資料館については、移転先も含め検討中である。

委員

従来の郷土資料館は、周辺市町村のものと比べ貧弱だと思う。歴史的・文化的資料をもっと整備し、八王子の良さをアピールできる資料館が欲しい。

会長

デジタルアーカイブを充実させていくという考えは、市にはないのか。

事務局

新設する資料館には、従来の資料に加え古文書などを幅広く集める。また駅の近くに建てれば利便性も良くなると検討している。総合情報の提供という中で、ITを活用したアーカイブを作るかもしれないが、現段階では具体的なことは決まっていない。

委員

文書を活字で並べても読む気力が失せるが、ビジュアルを活用し、視覚に訴えるものをつくることで、若者を取り込みやすくなるのではないか。

事務局

若者が興味をもちやすくするための環境づくりは、必要だ。

会長

重点項目への繰り上げについて、他に意見はあるか。なければ、25年度については24年度をそのまま引き継ぎ、26年度についてはNo.87「エコひろば（環境学習室）の充実」を削除する。

◆ 参考資料シート⑩「ホームページの内容拡充」

会長

B評価だが、モバイル版の更新をしていないなど、市が手をこまねいているように思う。重点項目にあげてはどうか。

事務局

情報発信については、広報やホームページを通して頻繁に情報発信するよう努めているが、今のモバイル文化に追いついていない面もある。SNS の活用についても、庁内で取り組みを進めているところだ。市の努力を促す意味でも、重点項目にあげて良いかと思う。

会長

26 年度に重点項目から削除される項目があるので、次の目標として、情報発信についての項目を重点項目にあげても良いのではないか。

事務局

了解した。

2 （仮称）文化芸術振興条例について

事務局

昨年の 11 月に、文化振興条例について検討いただいた。委員会からいただいた『八王子市文化振興条例』制定に関する提言書」に基づき、経営会議に諮ったところ、条例の制定については承認された。現在は条文について具体的に詰めていく中で、いろいろな場面で説明をしているところ。年内の制定を目指して進めていたが、若干遅れそうだ。条例が制定されるとどう影響が出るのかという質問を受けることがあるが、提言書にもあるとおり、文化振興をはかっていくという理念を広めることが大きなポイントとなる。具体的な作業に入る前に、パブリックコメントなどの方法を通じて、広く市民に説明をしていく。パブリックコメントについては、今年の夏にとりかかろうと考えていたが、流動的になっている。事務局としては引き続き、条例制定に向けて、細かい調整をしているところである。

条例の名称について、「文化振興条例」として経営会議に諮ったところ、「文化芸術振興条例」とした方が聞き手にとって受け取りやすいと意見が出たため、現段階では「文化芸術振興条例」として案を作成している。

会長

文化振興条例は、市議会にはまだ上程していないのか。

事務局

上程していない。

会長

経営会議には、市長も参加しているのか。

事務局

参加している。庁内の最高意思決定機関である。

会長

条例を制定することは決まったが、日程は内部調整が難航しているということか。

事務局

いろいろと意見をいただいている段階だ。

委員

本来は条例のもとに計画があるべきなのに、八王子市では計画が先行し、様々な取り組みを行っている中で条例をつくるというのはどうなのか。

事務局

条例ができることで、市民の活動にどう影響が出るのかイメージしづらいという質問が多いが、条例がいないという意見ではない。

委員

市民としては、自治体の活動は条例を根本として進んでいるものとの認識が一般的であるため、なるべく早く条例を制定した方が良い。

委員

具体的にどのような懸念があるのか想定しづらいが、既存の計画や条例を排除する内容は、文化芸術振興条例には含まれないのではないか。

事務局

文化振興計画を、目に見える形でより具体化し、法的基盤としてオープンに示し、アピールしていくきっかけになるだろうと考えている。規制する条例は分かりやすいが、方向性を示す条例は具体的なイメージがしづらいのだと思う。

会長

基本的には、市が市民を支援し、ともに文化活動を行っていくという宣誓文になるのか。

事務局

そういうことだ。

会長

条例の中で使われている言葉が内容を規定するので、どう使うのか関心がある。「八王子ビジョン 2022」の中でも、市民文化、芸術文化、文化活動など、言葉の意味が整理されていないように感じる。「市民」が修飾語でつく場合の内容はどうなるかなど、条例をつくる際には整理する必要がある。

推進委員会では、条例の名称について包括的にするという目的で「文化振興条例」としたが、分かりやすくするために「文化芸術振興条例」とすることも一つの方法だろう。

他に意見がなければ、条例は市の文化活動を規定する重要な法規なので、速やかに制定してほしい、ということを委員会の意見とする。

それでは、これで本日の委員会を閉会とする。